

## ○ 特例の対象となる非上場株式等の数

この特例の対象となる非上場株式等の数は、下表の区分の場合に応じた数が限度となります。

区 分		特例の対象となる非上場株式等の限度数
1	$a + b < c \times 2 \div 3$ の場合	非上場株式等の数 (a)
2	$a + b \geq c \times 2 \div 3$ の場合	発行済株式等の総数の3分の2から非上場株式等の数 (b) を控除した数 ( $c \times 2 \div 3 - b$ )
相続税の場合	a	後継者(相続人等)が相続等により取得した非上場株式等の数
	b	後継者が相続の開始前から保有する非上場株式等の数
	c	相続の開始の直前の発行済株式等の総数
贈与税の場合	a	先代経営者(贈与者)が贈与の直前に保有する非上場株式等の数
	b	後継者(受贈者)が贈与の前から保有する非上場株式等の数
	c	贈与直前の発行済株式等の総数

- (注) 1 「非上場株式等」又は「発行済株式等」は、議決権に制限のないものに限り、  
 2 この特例の対象となる非上場株式等は、議決権に制限のないものに限り、  
 3 贈与税の場合には、後継者は上記1に該当する場合は限度数(a)の全部、上記2に該当する場合は限度数( $c \times 2 \div 3 - b$ )以上の数の非上場株式等を先代経営者から贈与により取得する必要があります。

## ○ 納税猶予税額の計算方法 改正9 改正10

### 1 相続税の場合

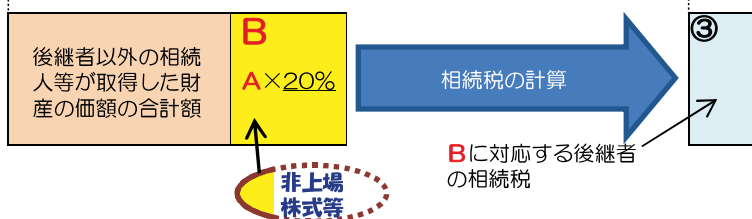
**ステップ1** 課税価格の合計額に基づき後継者の相続税を計算します。



**ステップ2** 後継者が取得した財産が**特例の適用を受ける非上場株式等のみ**であると仮定して後継者の相続税を計算します(債務や葬式費用がある場合は、非上場株式等以外の財産から先に控除します。)



**ステップ3** 後継者の取得した財産が**特例の適用を受ける非上場株式等の20%のみ**であると仮定して後継者の相続税を計算します。



**ステップ4** 「②の金額」から「③の金額」を控除した残額が「**納税が猶予される相続税**(④の金額)」となります。

なお、「①の金額」から「納税が猶予される相続税(④の金額)」を控除した「⑤の金額(納付税額)」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。



### 2 贈与税の場合

**ステップ1** 贈与を受けた**全ての財産の価額の合計額**に基づき贈与税を計算します。

**ステップ2** 贈与を受けた財産が**特例の適用を受ける非上場株式等のみ**であると仮定して贈与税を計算します。この金額が、「**納税が猶予される贈与税**」となります。

なお、「ステップ1」で計算した税額から「ステップ2」で計算した「納税が猶予される贈与税」を控除した金額は、贈与税の申告期限までに納付する必要があります。

改正9 相続税の納税猶予税額の計算方法の見直し(債務控除)

○ 「A」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、非上場株式等以外の部分から先にその金額を控除して計算します。

改正10 納税猶予税額の計算方法の見直し(上場株式等の計算除外)

○ 「A」の算定に当たり、この特例の適用を受ける非上場株式等に係る会社等が一定の外国会社又は医療法人の株式等を有する場合には、その外国会社又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。また、上場株式等を1銘柄につき発行済株式総数等の3%以上保有する場合についても、その上場株式等を保有していなかったものとして計算した価額となります。